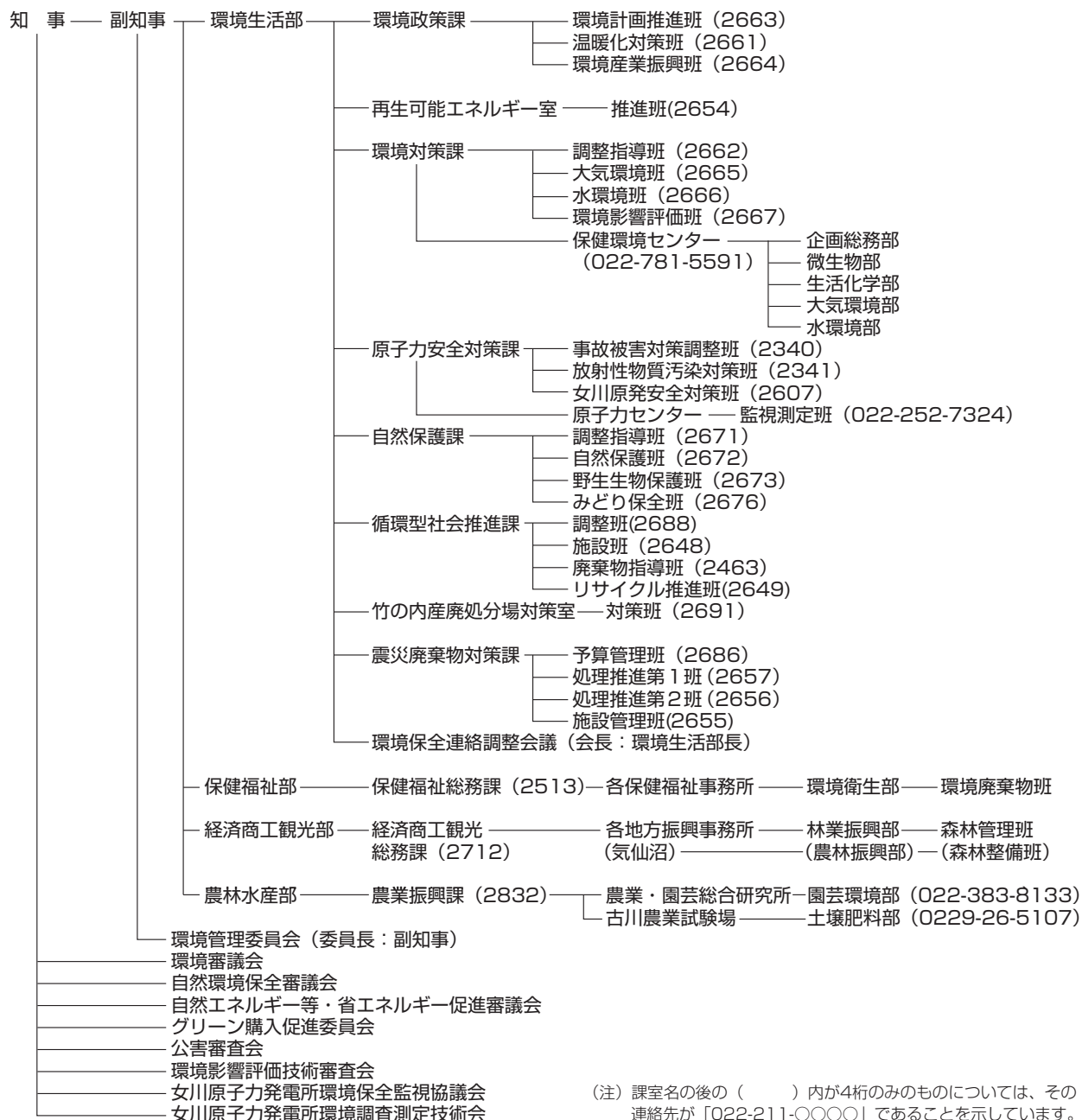


# 第5部 環境行政の推進体制

## 1 環境行政組織の状況

環境政策課

県の環境行政組織は、現在、環境生活部の6課2室、各保健福祉事務所、保健環境センター及び各地方振興事務所等で構成されています。



環境行政の推進体制  
第五部

(注) 課室名の後の ( ) 内が4桁のみのものについては、その連絡先が「022-211-0000」であることを示しています。

▲図5-1-1 環境行政組織図 (平成25年4月1日現在)

▼表5-1-1 県の保健福祉事務所（保健所）の所在地及び所管区域

（平成25年10月1日現在）

| 機 関 名                  | 環境行政担当班 | 所 在 地                                | 所管区域  | 電話番号         |
|------------------------|---------|--------------------------------------|---|--------------|
| 仙南保健福祉事務所<br>（仙南保健所）   | 環境廃棄物班  | 〒989-1243（大河原合同庁舎内）<br>柴田郡大河原字南129-1 | 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、<br>村田町、柴田町、川崎町、丸森町                     | 0224-53-4118 |
| 仙台保健福祉事務所<br>（塩釜保健所）   | 環境廃棄物班  | 〒985-0003<br>塩竈市北浜4-8-15             | 塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、巨理町、<br>山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、<br>大郷町、富谷町、大衡村 | 022-363-5506 |
| 北部保健福祉事務所<br>（大崎保健所）   | 環境廃棄物班  | 〒989-6117（大崎合同庁舎内）<br>大崎市古川旭4-1-1    | 大崎市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、<br>美里町                                   | 0229-91-0711 |
| 東部保健福祉事務所<br>（石巻保健所）   | 環境廃棄物班  | 〒986-0812（石巻合同庁舎内）<br>石巻市東中里1-4-32   | 石巻市、登米市、東松島市、女川町  | 0225-95-1447 |
| 気仙沼保健福祉事務所<br>（気仙沼保健所） | 環境廃棄物班  | 〒988-0066<br>気仙沼市東新城3-3-3            | 気仙沼市、南三陸町   | 0226-22-5127 |

## 2 審議会等の状況

### (1) 環境審議会

環境政策課

宮城県環境審議会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条及び環境審議会条例（平成6年条例第13号）に基づき、公害対策審議会に替えて平成6年8月に設置され、本県の区域における環境の保全に係る基本的事項を調査、審議しています。

平成24年度の委員は、学識経験者21人及び国の行政機関の職員4人の計25人で構成されています。

また、専門的事項を調査するため、水質専門委員8人、地盤沈下専門委員6人、放射能対策専門委員6人及び地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定専門委員8人が委嘱されています。

▼表5-2-1 環境審議会開催状況

| 区 分                             | 開催年月日       | 審 議 内 容  |
|---------------------------------|-------------|--|
| 環境審議会                           | 平成24年6月1日   | ・ 環境影響評価条例の一部改正について<br>・ 公害防止条例施行規則の一部改正について   |
|                                 | 平成24年8月30日  | ・ 環境影響評価条例等の見直しについて<br>・ 宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定について  |
|                                 | 平成25年2月7日   | ・ 釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第6期）の策定について<br>・ 平成25年度公共用水域水質及び地下水測定計画について<br>・ 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画の変更について |
| 水質専門委員会                         | 平成24年7月13日  | ・ 第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画策定について   |
|                                 | 平成24年8月31日  | ・ 第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画策定について   |
|                                 | 平成24年11月8日  | ・ 第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画策定について   |
|                                 | 平成24年11月26日 | ・ 第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画策定について   |
| 放射能対策専門委員会                      | 平成25年1月28日  | ・ 平成25年度公共用水域水質及び地下水測定計画について   |
|                                 | 平成25年3月22日  | ・ 平成25年度放射線・放射能測定実施計画について<br>・ 平成25年度の除染の実施予定について<br>・ 放射性物質に係る今後の課題について                                     |
| 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定専門委員会 | 平成25年1月24日  | ・ 宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定について   |

※会議開催ではないが、文書で環境審議会会長に諮問したもの。

### (2) 自然環境保全審議会

自然保護課

宮城県自然環境保全審議会は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条及び自然環境保全審議会条例（昭和47年条例第26号）に基づき、昭和47年10月に設置されました。審議事項は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法

律第88号）及び「温泉法」（昭和23年法律第125号）の規定に基づく権限に属する事項のほか、自然環境に関する重要事項を調査・審議しています。平成24年度末現在の委員は、学識経験者21人及び国の行政機関の職員1人の計22人で構成されています。

また、専門的事項を調査・審議するため、専門委員10人が置かれています。

下部組織として自然環境部会と温泉部会が設置されています。自然環境部会は10人、温泉部会は10人構成されており、会長が審議会委員及び専門

委員のうちから部会に属する者を指名しています。各部会の審議事項は、自然環境保全審議会条例に基づき、その権限に属する事項について調査・審議を行っています。

▼表5-2-2 環境影響評価技術審査会開催状況

| 区 分                | 開催年月日       | 審 議 内 容   |
|--------------------|-------------|---|
| 環境影響評価技術審査会        | 平成24年6月6日   | ・ 環境影響評価マニュアルの改訂について<br>・ 環境影響評価条例等の見直しについて   |
|                    | 平成24年12月27日 | ・ 宮城県環境影響評価技術指針の改定について<br>・ J R常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業に係る特定環境影響評価書（案）について<br>・ 仙台火力発電所リブレース計画に係る事後調査報告について<br>・ 大和リサーチパーク造成事業（Ⅱ期）に係る事後調査計画について<br>・ 宮城県環境影響評価マニュアル（環境保全措置・事後調査）の改訂状況について |
|                    | 平成25年2月12日  | ・ 宮城県環境影響評価技術指針の改定について<br>・ J R常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業に係る特定環境影響評価書について   |
| 宮城県環境影響評価マニュアル検討部会 | 平成24年9月25日  | ・ 宮城県環境影響評価マニュアル（環境保全措置・事後調査）の改訂（素案）について  |
|                    | 平成24年12月14日 | ・ 宮城県環境影響評価マニュアル（環境保全措置・事後調査）の改訂（修正案）について   |

### (3) 自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会

環境政策課

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会は、「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例」(平成14年条例第41号)第17条に基づき、平成15年12月25日に設置され、同条例第9条に定める本県における「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」並びにその他重要事項を調査審議しています。平成24年度末現在の委員は、学識経験者等17人、行政機関の職員2人及び一般公募委員1人の計20人で構成されています。

### (4) グリーン購入促進委員会

環境政策課

グリーン購入促進委員会は、「グリーン購入促進条例」(平成18年条例第22号)第20条に基づき、平成18年6月12日に設置され、グリーン購入の促進に関する重要事項を調査、審議しています。平成24年度末現在の委員は、学識経験者等7人で構成されています。

### (5) 公害審査会

環境対策課

宮城県公害審査会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第13条及び公害紛争処理条例（昭和46年条例第14号）第2条に基づき、昭和46年4月に設置され、公害（典型7公害）に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関です。

平成24年度末現在の委員は、弁護士及び学識経験者等の12人で構成されています。

### (6) 環境影響評価技術審査会

環境対策課

宮城県環境影響評価技術審査会は、「環境影響評価条例」(平成10年条例第9号)第47条に基づき、平成11年1月に設置され、環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審議しています。

平成24年度末現在の委員は、学識経験者12人で構成されています。

▼表5-2-3 自然エネルギー等・省エネルギー促進審査会開催状況

| 開催年月日      | 審 議 等 の 内 容   |
|------------|---|
| 平成24年8月28日 | ・ 基本計画の見直しについて<br>・ 「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」について（報告）    |
| 平成25年1月29日 | ・ 基本計画の見直しについて（諮問）<br>・ 自然エネルギー・省エネルギー大賞の決定について（報告） |